

第13回JIPA知財シンポジウム

グローバル事業展開での企業経営と知財

2014年2月24日
トヨタ自動車株式会社
知的財産部 近藤健治

1. 織機の発明から自動車事業起業

～ 豊田佐吉の自動織機発明への挑戦 ～



1890 木製人力織機
◇ 織布会社

1926 無停止自動織機
◇ (株)豊田自動織機製作所設立

1929

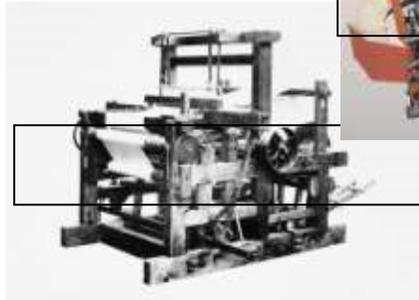
1937

◆ 英プラット社へ特許権を譲渡 (10万ポンド)

豊田佐吉



G型自動織機



木製動力織機

1937年 **TOYOTA**

トヨタ自動車工業(株)設立

特許がトヨタ誕生の原点

発明を大切にすることはトヨタの企業風土の一つ



2. 事業概要

(2013年3月末時点)

(2013年3月期連結ベース(米国会計基準))

資本金： **3,970億円**
 従業員： **7万人**(連結33万人)
 連結子会社： **509社**

売上高： **22兆 641億円**
 営業利益： **1兆 3208億円**
 研究開発費： **8074億円**



本社 テクニカルセンター



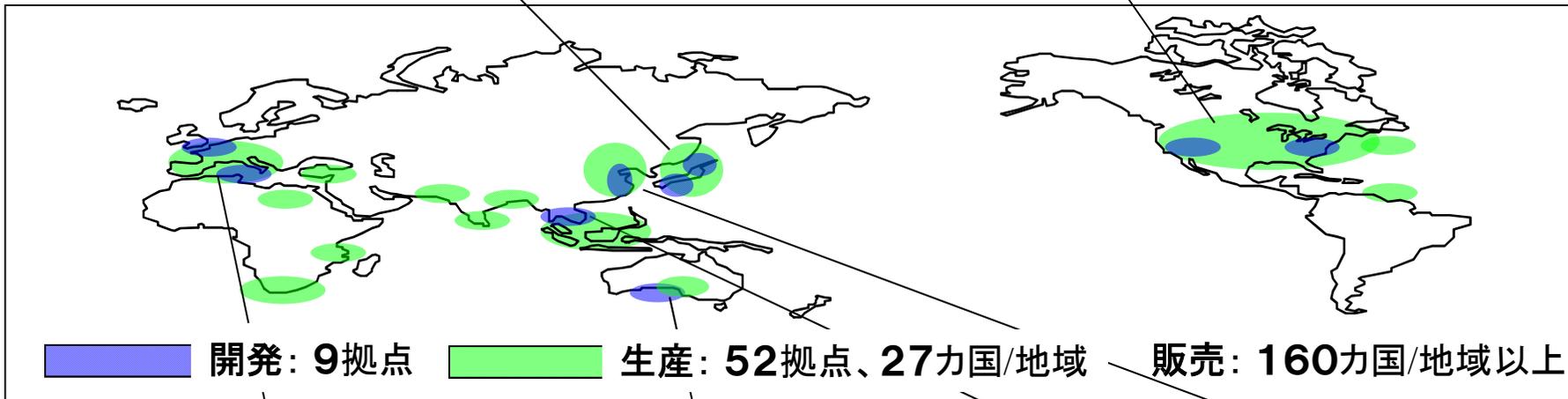
東富士研究所



トヨタテクニカルセンターU.S.A.



キャルティデザインリサーチ



トヨタテクニカルセンター欧州



トヨタヨーロッパデザイン
 デベロップメント(ED2)



トヨタテクニカルセンター
 アジアパシフィック

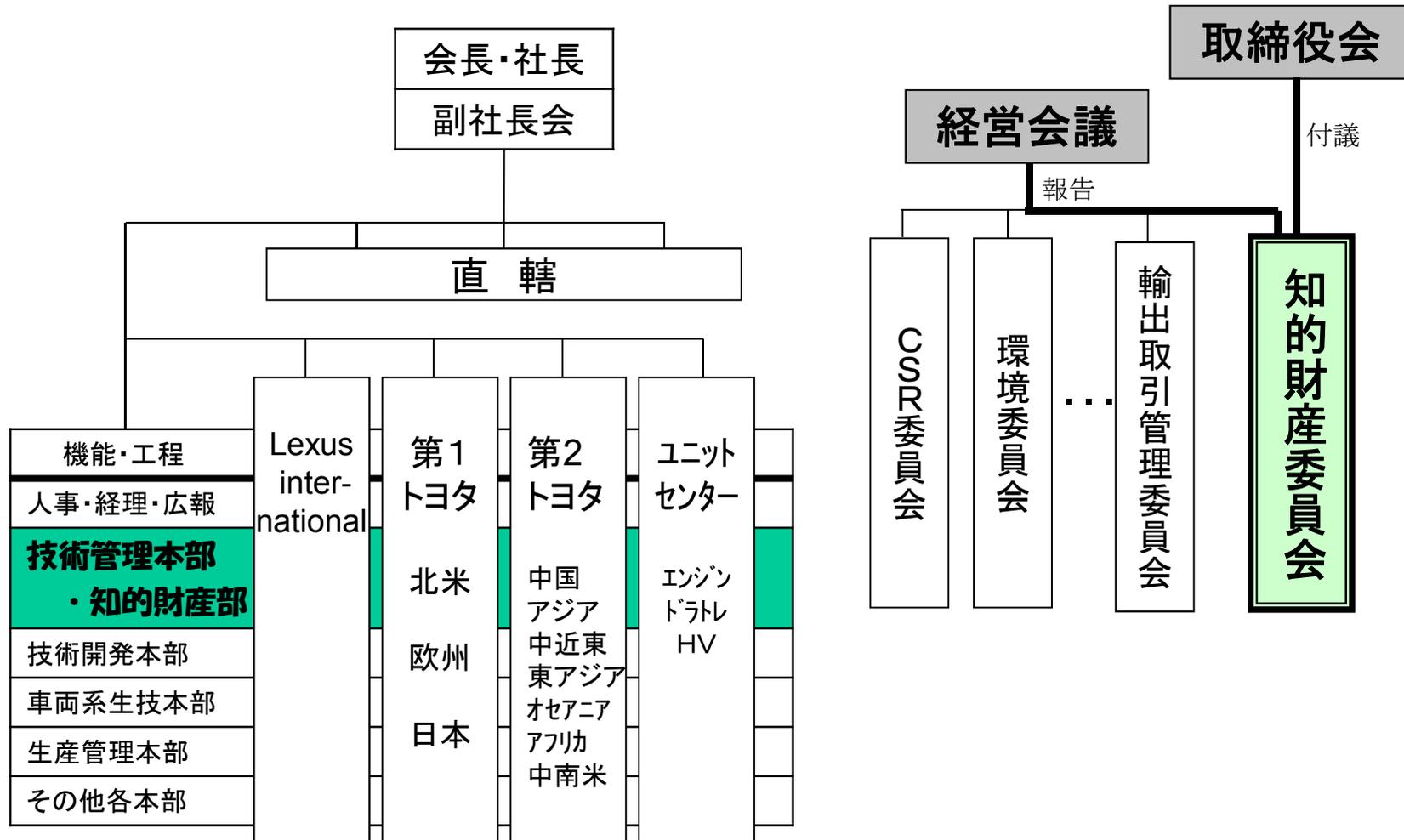


トヨタテクニカルセンター
 アジアパシフィック



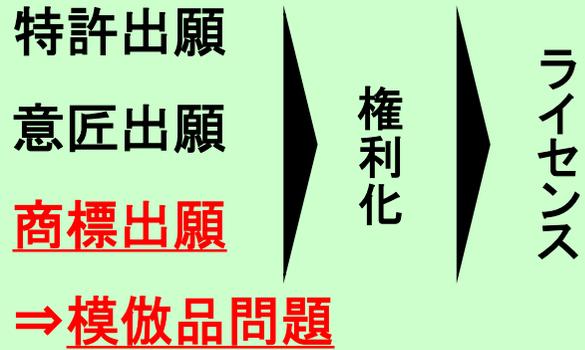
トヨタテクニカルセンター中国

3. 知財活動体制



5. 知財活動範囲の概要

① 知的財産の保護・活用



② 知的財産リスク対応

- 他社特許調査
- 知財訴訟・係争対応
- 他社の特許技術の導入

③ 事業・開発戦略への貢献

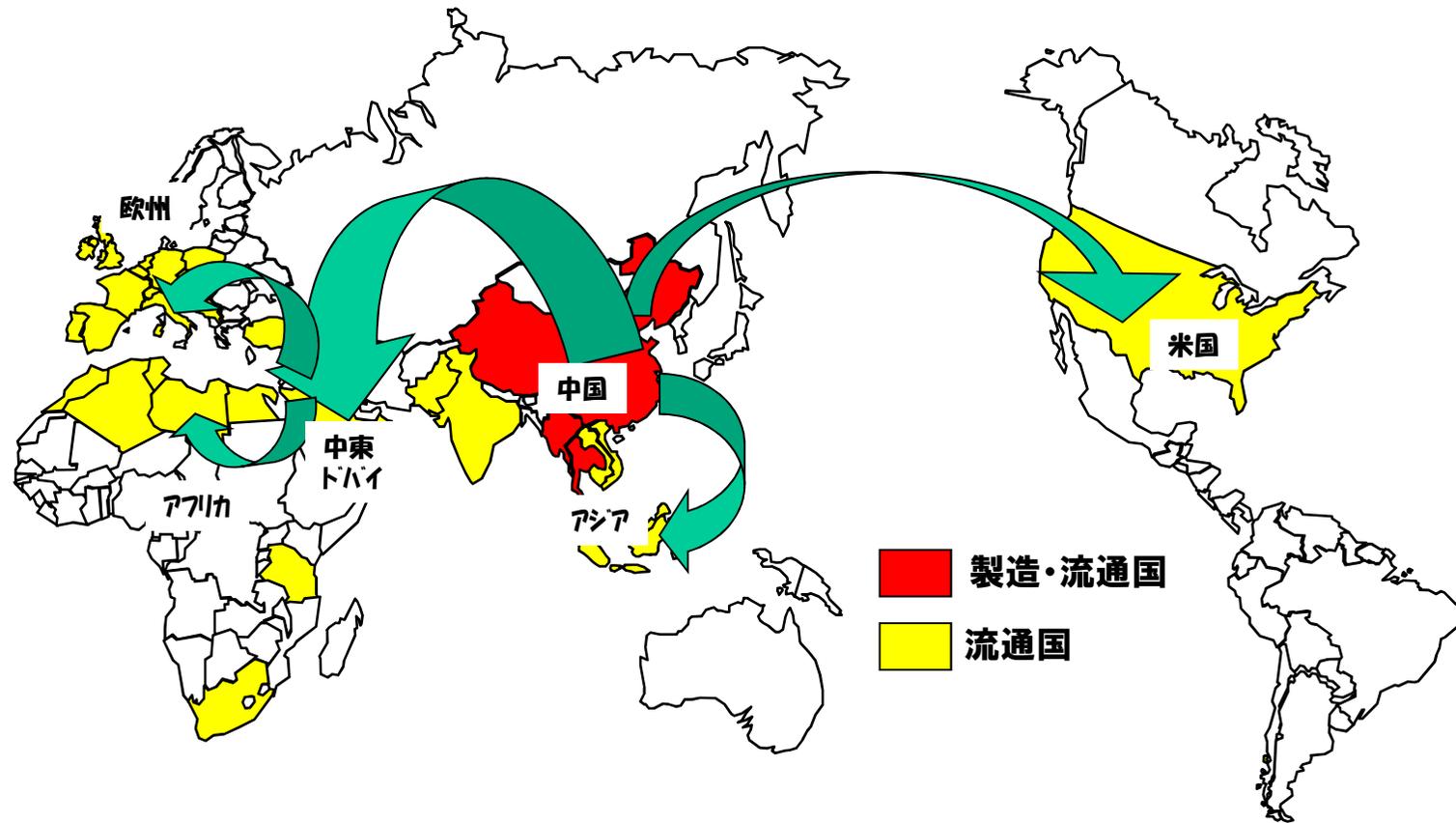
- 知的財産情報の発信(事業・開発方向性の提案等)
- 契約(開発契約・機密保持契約)

政策課題

④ 知財渉外活動

- 各国政府への政策提言

1. 模倣品の拡散(トヨタ自動車確認分)

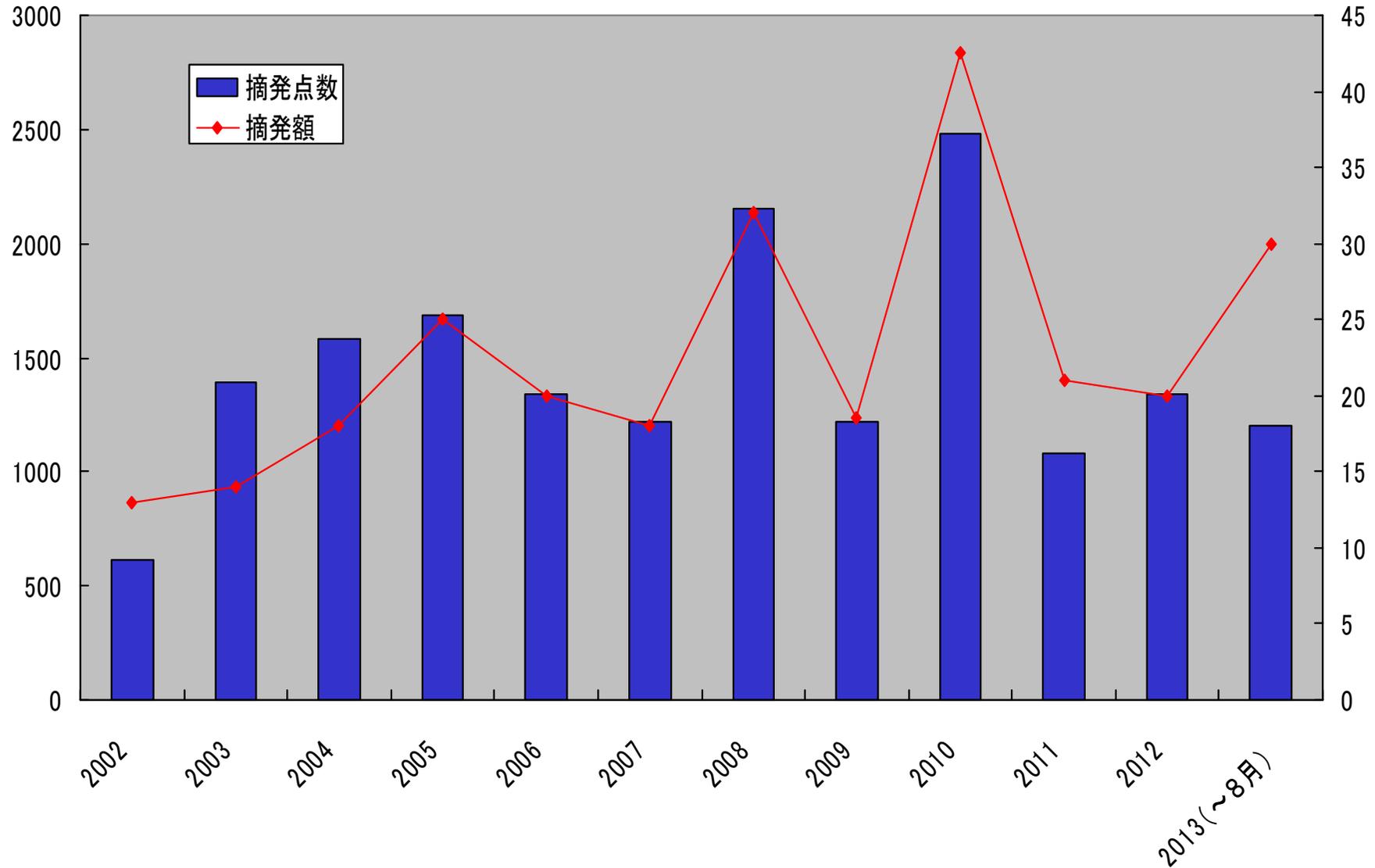


模倣被害の国際化と被害の深刻化

2. 模倣品摘発点数と摘発額(純正品価格相当)の推移 7

× 1000点

億円



3. 主な模倣品

ブレーキパッド



オイルフィルター



エンブレム



箱、ラベル



エアバッグ



ウインドシールド



4. 模倣の態様

| | 模倣品 | 特徴 | 商標権侵害 | 安全・健康への悪影響 |
|---|-------------------|--|-----------|------------|
| ① | ブレーキパッド | 形状模倣、点数多い、 粗悪材料で制動異常 | あり | 大 |
| ② | オイルフィルター | 外観模倣、点数最多(3割) 粗悪材料でオイル漏れ | あり | 中 |
| ③ | エンブレム | ロゴ模倣、時々摘発、 不良成形品 | あり | なし |
| ④ | 箱、ラベル | ロゴ模倣、大規模摘発、 | あり | なし |
| ⑤ | エアバッグ (ロゴ無) | 形状模倣、 安全基準満たさず、 ロゴ後付可能性 、摘発困難 | なし | 大 |
| ⑥ | ウインドシールド (ロゴ無) | 形状模倣、数量多い、 破片が凶器に | なし | 大 |

近年出現



2012 東京税関での事例

← ログなし
商標権侵害による摘発困難



4-2. 人命に係わるような模倣品

- ◆2012年、**米国当局** (NHTSA) が**模倣エアバッグの危険性を問題視**。
FBIも捜査開始。



5. 模倣品に対する対応方針

CSRの観点から、トヨタとして「粗悪で危険な模倣品を放置しない」
お客様保護 を **最優先** に対応する

【模倣品の具体例】

| お客様保護 | | ブランド保護 (商標権侵害阻止) | 利益機会確保 |
|--|---|--|-----------|
| <ul style="list-style-type: none">・エアバック・ウィンドシールド (ロゴ無し品有り)  | <ul style="list-style-type: none">・ブレーキパッド・オイルフィルタ・スパークプラグ  | <ul style="list-style-type: none">・エンブレム・箱/ラベル  | ← (同左) |
| 品質・安全性 | | トヨタロゴの有無 | 摘発の規模・数量 |

【進め方】

粗悪で危険な模倣品の摘発にリソースを集中

6. 模倣品に対するアクション

行政摘発 (模倣品排除、侵害者牽制)



当局啓発 (摘発活性化のために)

当局向けセミナー



顧客啓発 (お客様への注意喚起)

比較モデル展示



キャンペーン広告



営業拠点啓発 (関係者への注意喚起)

模倣対策マニュアル



知的財産章

模倣品の取り締まりを強化する

「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA) 推進盛り込み

- ・ラベルのみの輸入・製造・頒布の取り締まりが可能
- ・輸出品に対する通関停止措置を義務化 等

経済連携協定全体

模倣品業者の手口は一層巧妙、悪質化し、取り締まりに限界があるのも事実。
また、弊社の模倣品摘発は、推定被害額の1%にも満たないと予想している。
経済連携協定により、幅広く経済関係を強化し、
健全な社会を作ることが、模倣品撲滅の根本的解決に繋がると考える。

END

